

広島県知事選挙

任期満了に伴う広島県知事選挙は、10月26日(木)に告示され、11月12日(日)投・開票の予定です。

県知事選挙は、市の選挙と同様に、わたしたちの身近な政治の代表者を選出するものです。

候補者の政策をよく理解し、よく考えて投票するとともに、違反のない明るく正しい選挙を行いましょ。

投票できる方

平成11年11月13日までに生まれた方で、平成29年10月26日現在、大竹市の選挙人名簿に登録されている方

県内の他の市町から本市に住所を移した場合

本市の選挙人名簿に登録されるまでは、前住所地の投票所での投票になります。

県内の他の市町へ住所を移した場合

住所を移した市町の選挙人名簿に登録されるまでは、本市に住んでいた住所地の投票所での投票になります。

どちらの場合も、投票所で引き続き県内に住所を有する確認を受けるか、いずれかの市町の住民課などで発行される「引き続き県内に住所を有する」との証明書」または「住民票の写し」が必要です。本市では、市民税務課(☎2143)で発行します。

※ 県外に住所を移した場合は投票できません。

選挙のお知らせ(はがき)

指定された投票所以外では投票ができません。選挙のお知らせ(はがき)で、投票時間や場所をお知らせしますの、事前に確認してください。

10月26日ごろまでに郵送します。投票のときは忘れずにお持ちください。

なお、市内転居などの住所整理は10月16日現在で行います。10月17日以降に市内転居をした方には、旧住所あてに郵送しますので、旧住所の投票所で投票してください。

※ はがきは、選挙権を証明するものではないため、紛失などの場合でも、投票できます。

期日前投票 10月27日(金)～11月11日(土)
投票・開票 11月12日(日)

問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎21188

投票所・投票時間

投票時間は、7時から20時までですが、一部の投票所では投票時間が異なります。投票所と投票時間は、選挙のお知らせ(はがき)にも記載してあります。必ずお確かめください。

投票の方法

選挙人名簿との照合を受けると、投票用紙が交付されます。掲示してある候補者の中から1人の氏名を選んで書き、投票箱に投函してください。

投票所・投票時間

投票区	投票所	投票時間
※ 1	前飯谷公民館(前飯谷)	7～19時
2	旧穂仁原小学校(穂仁原)	7～20時
3	木野集会所(木野1)	7～20時
4	コミュニティサロン元町(元町2)	7～20時
5	本町保育所(本町1)	7～20時
6	大竹会館1階第3研修室(本町1)	7～20時
7	栄公民館(西栄3)	7～20時
8	総合市民会館体育館卓球室(立戸1)	7～20時
9	大竹市役所1階休憩室(小方1)	7～20時
10	黒川会館(黒川1)	7～20時
※ 11	阿多田漁村センター(阿多田)	7～19時
12	なかはま保育所(玖波4)	7～20時
13	コミュニティサロン玖波(玖波1)	7～20時
※ 14	松ヶ原集会所(松ヶ原町)	7～19時
※ 15	谷尻公民館(栗谷町奥谷尻)	8～16時
※ 16	広原公民館(栗谷町広原)	7～16時
※ 17	栗谷小学校ランチルーム(栗谷町小栗林)	7～19時
※ 18	谷和集会所(栗谷町谷和)	8～16時

※の投票所では、投票時間が異なります

投票日に用事がある方は

期日前投票

投票日に、仕事や旅行などで「投票に行けないとき」は、期日前投票をしましょう。

投票当日に行けない理由がわかる宣誓書を、期日前投票所で提出してください。そのほかは、当日の投票と同じです。

事前に、はがき裏面の宣誓書欄に記入しておく、期日前投票がスムーズに行えます。

市役所以外の期日前投票所は日にちが限定されます。

期日前投票所

投票所	投票所	開設時間
大竹市役所	10月27日(金) 11月11日(土)	8時30分～20時
栗谷支所	11月9日(休)	10時～18時
玖波公民館	11月10日(金)	10時～18時
大竹会館	11月11日(土)	10時～18時

※ 栗谷支所で投票できるのは、第15～18投票区の方のみです。

代理投票・点字投票

心身の故障などで、投票用紙に候補者名を書けない場合は、投票所で係員に申し出てください。あなたの支持する候補者名を係員が代筆します。投票の秘密は固く守られます。

視覚の障害のため点字で投票する場合は、係員に申し出て、点字用の記載がある投票用紙を受け取ってください。簡易の点字器を用意しています。

入院先や滞在先で投票を

不在者投票

指定の病院や老人ホームなどに入院などしている方が、その施設で投票ができる制度です。不在者投票ができるか施設に確認して、投票用紙を請求してください。

また、県内の他の市町に出かけていて、投票当日も市外にいる方は、滞在先の選挙管理委員会で投票することができます。当日不在であることの宣誓書を、本人が大竹市選挙管理委員会に直接、または郵便で提出してください。指定の場所に、投票用紙を書留で郵送します(受取に印鑑が必要)。郵送された書類を持って滞在先の選挙管理委員会で投票してください。ただし、滞在先の選挙管理委員会の勤務日以外の日や勤務時間外は投票できません。

※ 市外での投票は、郵便を利用するため時間がかかります。お早めにお問い合わせください。

重い障害のある方は

郵便による投票

郵便等投票証明書をお持ちの方は、郵便による投票ができます。

次の要件に該当する場合は、証明書の交付を申請できます。

①身体障害者手帳

・両下肢、体幹、移動機能の障害は1級、2級

・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害は、1級、3級

・免疫、肝臓の障害は 1～3級

②戦傷病者手帳

・両下肢、体幹の障害は特別項症、第2項症

・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害は特別項症、第3項症

③介護保険被保険者証

・要介護5

郵便による投票ができる要件を満たし証明書を受けた方で、上肢・視覚の障害の程度が1級(身体障害者手帳の場合)で、自分では投票用紙への記載ができない場合は、併せて代理

記載制度の申請もできます。

※ 郵便による投票の場合、投票用紙の請求は、11月8日(水)17時までです。証明書の交付を受けた上で請求してください。

選挙公報

選挙公報は新聞折込で各家庭に配布します。折込対象の新聞は、中国、毎日、朝日、読売、産経、日経の各紙です。

また、新聞折込のほか、市役所、各支所、玖波、栄の各公民館、コミュニティサロン、サントピア大竹などにも備え付けています。

即日開票

開票は、11月12日(日)21時から小方学園講堂で行います。

開票速報は、市ホームページでお知らせします。

ご注意ください

開票所は小方学園講堂に変更しています。

投票に行こう!

